選挙・政治制度改革に関する

中間答申

２０１７年1月２４日

選挙市民審議会

はじめに

中間答申の公表にあたって

一昨年の 11 月 30 日、わたしたちは大いなる夢をもって、選挙から政治の未来をつくりだそうと決意し、「選挙市民審議会」を設立しました。

わたしたちの夢とは、主権者の手によって日本における議会制民主主義を成熟させ、主権者がその実りを共有することです。

わたしたちは、現在の選挙制度では公正・平等な選挙にならないと考えています。主権者の多数意見が国会の中で多数意見となっていません。少ない得票でも多くの議席が与えられ、しかも、膨大な死票が生まれるなど民意を正確に代表できていません。加えて、立候補や選挙運動も自由にできません。また、「迂回献金」による政策誘導は後を断ちません。

議会制民主主義は成熟せずに、劣化しているのではないでしょうか。

限られた人たちだけが選挙に携わり、多様な民意が政策・立法に反映されない結果、政治不信による投票棄権や白票を投じる行為など、負の循環が起こっています。このままでは日本の議会制民主主義は沈没してしまいます。

そのように考えたわたしたちは、国会議員にお任せするのではなく、市民のイニシアチブによる選挙制度改革を進めようと、この一年間、３つの部会に分かれて、活発な議論を行ってきました。

第１部門は「自由な選挙運動のあり方」と「政治参加のハードルを下げる」をテーマに、選挙の運営方法について審議しました。委員は、石川公彌子・片木淳・小島敏郎・小林幸治・武井由起子・坪郷實・濱野道雄・山口あずさの８名です。

第２部門は「民意の反映」「両院のあり方」をテーマに、国政の選挙制度について審議しました。委員は、伊藤朝日太郎・太田光征・小澤隆一・桂協助・小林五十鈴・只野雅人・田中久雄・林克明・山口真美の９名です。

第３部門は「地方議会選挙」をテーマに、市区町村議会・都道府県議会・政令市議会それぞれの議員を選ぶ選挙制度について審議しました。委員は、太田啓子・大山礼子・北川正恭・桔川純子・三木由希子の５名です。

このたび、その一部について結論がまとまりましたので、ここにこれを「選挙・政治改革に関する中間答申」として公表します。公表の目的は、喫緊の課題である選挙制度改革の必要性を世間に広め、改革機運を盛り上げることにあります。批判も含め様々な仕方で、この中間答申を活用していただきたいと願っています。

今後、選挙運動の完全自由化や公費負担の見直し、比例代表選挙を中心とする選挙制度への改革、首長選挙、選挙管理委員会のあり方等のテーマについても引き続き検討を進め、１年後には結論を得て、「選挙・政治改革に関する最終答申」を公表する予定です。ぜひ、選挙市民審議会への傍聴やウエブサイトの注視をいただきますとともに、わが国の民主主義の成熟と真の実現のため、貴重なご意見等を多数お寄せいただきますよう、お願いいた

します。

https://toripuro.jimdo.com/

中間答申の公表に至るまで

2015 年 11 月 30 日に発足した選挙市民審議会は、本格的な活動を 2016 年 1 月より開始いたしました。三つの部門が一ヶ月に一回ほどのペースで部門審議会を開催し、必要に応じて部門間の合同審議会や、三つの部門を併せた全体審議会を開きました。各部門の座長でもある三名の共同代表が部門審議会を召集。そして数ヶ月に一度の共同代表者会議において部門間の連絡調整と全体の舵取りに努めました。

毎回の審議会にはおおむね 2 時間の審議時間を確保しました。市民・議員・報道の傍聴に対して常に開かれた形で行い、審議会委員は陪席者との積極的な対話に励みました。

第 1 回の全体審議会で各委員の夢を語り合い、選挙・政治改革を通して実現したい社会像を共有しました。その後に 3 つの部門が同時に審議を始めたのです。

初めに各部門で取り組んだことは、多岐にわたる公職選挙法改正論点の中から、何を優先的に審議するかの順位付けと選び取りでした。本中間答申に提示した改正案は、最優先で審議されたテーマです。

2016 年 7 月には参議院通常選挙がありました。いわゆる「18 歳選挙」の実現に際し、5 月 25 日に「選挙市民審議会見解」を公表いたしました。

参院選後、各部門の審議の進捗状況を見極め、予定よりも比較的速いペースでいくつか具体的な改正案を中間答申に盛り込める見込みがついたことを確認しました。

さらに、全部門に関わる「政党政治」や「政党」についての共通理解を得るために、9 月 15 日、第 3 回全体審議会を開きました。

この政党政治や政党についての共通認識を踏まえて、各部門で個別テーマの改正案を磨き上げ、11 月 30 日の第 4 回全体審議会にて本中間答申の概要が承認されました。その後文言等の微修正がなされ、本日正式にその内容の全てを確定いたしました。

審議会開催回数の合計は 31 回、総審議時間はおよそ 60 時間にのぼります。その成果をここに謹んで「選挙・政治制度改革に関する中間答申」として市民の皆様にお示しします。

これにより、関係各位の参加とご協力のもと、日本の民主主義の真の実現に寄与することを心より願うものです。

選挙市民審議会　共同代表

片木淳　只野雅人　三木由希子

2017 年 1 月 24 日

選挙・政治改革に関する中間答申

目次

公職選挙法改正提言骨子　巻頭ｉ－ｖページ

公職選挙法改正提言本文

１　選挙運動を自由に楽しく
１－１　戸別訪問の自由化　・・・骨子ｉページ　本文１ページ
１－２　電子メールによる選挙運動の自由化　・・・骨子ｉページ　本文５ページ
１－３　ローカル・マニフェスト頒布の自由化　・・・骨子ｉページ　本文 10 ページ
１－４　公開討論会の自由化と公営立会演説会の復活・・・骨子 ii ページ　本文 13 ページ
１－５　18 歳未満者の選挙運動の自由化　・・・骨子 ii ページ　本文 18 ページ

２　政治参加のハードルを下げる
２－１　供託金の廃止　・・・骨子 ii ページ　本文 21 ページ
２－２　選挙運動期間の廃止――その方向性　・・・骨子 iii ページ　本文 28 ページ

３　身近な選挙を政策で選ぶ選挙に
３－１　市区町村選挙に制限連記制導入　・・・骨子 iii ページ　本文 31 ページ
３－２　都道府県議会・政令市議会選挙を比例代表制に・・骨子 iv ページ　本文 35 ページ

４　民意が反映される国政選挙
４－１　衆議院選挙制度改正の方向性　・・・骨子 iv ページ　本文 40 ページ
４－２　参議院選挙制度改正の方向性　・・・骨子 iv ページ　本文 44 ページ
４－３　両院共通の選挙制度改正の方向性　・・・骨子ｖページ　本文 46 ページ

５　透明で公正な政治活動
５－１　企業団体献金の全面禁止　・・・骨子ｖページ　本文 48 ページ

用語集　巻末 a－f ページ
選挙市民審議会の道のりとこれから　巻末